

# 平成28年熊本地震非課税世帯への「災害義援金」のご案内

(令和3年(2021年)4月1日現在)

長期入院等のやむを得ない理由により申請がお済でない場合は、  
令和3年(2021年)5月13日までにご相談ください。

## 1. 災害義援金の内容

平成28年熊本地震の被災者の方に対して、全国並びに海外の皆様から寄せられた義援金を、熊本市災害義援金配分委員会において決定した基準により配分します。

※日本赤十字社・共同募金会・熊本県・熊本市でお預かりした義援金は、その全額を被災者の皆様にお届けしています。

## 2. 支給要件及び配分類

### (1) 支給要件

り災証明書が

全壊・大規模半壊・半壊の世帯

又は

自宅を解体した世帯(※1)

かつ

り災証明書の世帯員全員(※2)が

平成30年度の住民税が非課税

の世帯

ただし、以下の①～③の条件全てに該当する場合は、対象外となります。

- り災証明書上の世帯に、高齢者(※3)又は障がい者(※4)がいない
- り災証明書上の世帯員全員が、り災証明書上は別世帯の方から扶養(※5)されている
- ②の扶養している方が、平成30年度の住民税が課税されている

※1 自宅を解体した世帯とは、解体世帯として被災者生活再建支援金の支給が決定された世帯。

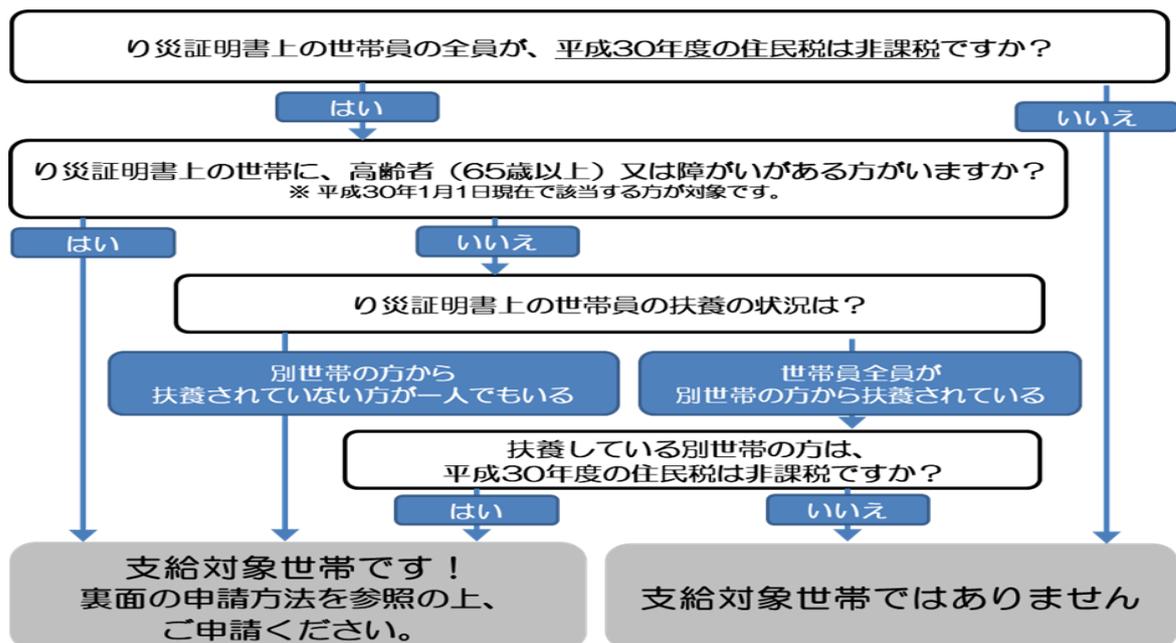
※2 世帯は、り災証明書上の世帯をいう。(世帯から転出・転居した者も世帯に含め、転入した者は世帯に含めない。また、平成30年度の住民税が課税される平成30年1月1日までに亡くなった者は、世帯に含めない。)

※3 高齢者とは、平成30年1月1日現在において、満65歳に達している者。

※4 障がい者とは、平成30年1月1日現在において、地方税法施行令第7条に該当する者。

※5 扶養とは、地方税法の規定に基づく扶養のことを指す。

### 【対象判断チャート】



### (2) 配分類

対象被害	金額
全壊・解体世帯	20万円
大規模半壊・半壊	10万円

### 3. ご提出いただく書類

- 非課税世帯にかかる義援金申請書
- 住家のり災証明書（写し可）
- 平成30年度の所得・課税証明書（り災証明書に記載のある世帯員全員分）（写し可）  
（り災証明書をご提示いただくことで、本市の所得・課税証明書の発行手数料が免除になります。）  
※ 平成30年1月1日現在において義務教育課程を修了していない方（平成14年4月2日以降生まれ）については、当該証明書の提出は不要  
※ 課税される所得がなく、未申告の場合は、申請時に窓口でご相談ください。
- 平成30年1月1日までに亡くなった方がいる場合、当該世帯員の住民票の除票（写し可）  
※ り災証明上の世帯主が死亡している場合は、新世帯主の住民票も必要（写し可）  
※ 世帯主死亡により、振込先口座の変更が必要な場合は、新しい振込先の通帳の写しも必要
- り災証明書の世帯員全員が別の世帯の方から扶養されている場合は、扶養している方の平成30年度の所得・課税証明書（写し可）（その方が課税されている場合は、配分の対象となりません。）  
※ り災証明書に記載のある世帯員に、平成30年1月1日現在で満65歳以上の方がいる場合、又は、障がいがある方がいる場合は、年齢がわかる身分証明書や障がい者手帳などを提示することで不要となります。
- 理由書（申請期限内に申請できなかった理由を記載）
- 印鑑（認め印可）

### 4. 申請窓口

各区役所 福祉課（月～金曜日の8:30～16:00（祝日除く））

### 5. お問い合わせ先

中央区福祉課 096-328-2312 / 東区福祉課 096-367-9127  
西区福祉課 096-329-5403 / 南区福祉課 096-357-4129  
北区福祉課 096-272-1118 / 健康福祉政策課 096-328-2972

（月～金曜日の8:30～17:15（祝日除く））

※住民税の課税状況をお答えすることはできません。

### 注意事項

- ① 解体世帯への義援金の支給は、本市において、解体世帯として支援金の支給がなされているか確認の上、支給します。（支援金の支給については、支給元の（公財）都道府県センターからの本市への報告により確認します。）
- ② 解体世帯として支援金の支給がなされているか確認が取れない場合は、まずり災証明の被害区分に応じた支給させていただきます。確認後、解体世帯への差額支給について別途通知致します。
- ③ 申請書の記載誤りや内容に疑義等があった場合は、個別にご連絡させていただく場合があります。この場合、支給までに時間を要する又は支給できない場合がありますので、記載漏れや誤りが無いようご注意ください。
- ④ 義援金の申請受付後、審査のうえで支給を決定します。毎月末日までに申請を受け付けた分について、翌月下旬以降に指定の口座に振り込みますので、予めご了承ください。
- ⑤ 支給に当たっては、決定通知書等は送付しません。指定の口座への振り込みをもって、決定通知にかえさせていただきます。
- ⑥ 支給前に、世帯の全員が亡くなられた場合は、配分対象となりません。